

森 政 第 1035 号

令和 5 年 6 月 21 日

(一社) 富山県建設業協会会 長 殿

富山県農林水産部森林政策課長

令和 5 年度林野庁木づかい運動取組方針及びとやまの木づかい推進月間について

このことについて、別添写しのとおり林野庁から通知があったので了知願います。

なお、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成 22 年法律第 36 号)において「木材利用促進月間」として定められた毎年 10 月を、県においても「とやまの木づかい推進月間」とし、とやま県産材の利用促進に向け、各種イベントの実施や広報活動を拡充し、重点的に行うこととしています。

これらを踏まえ、県産材を含めた国産材利用の取組の推進について特段の配慮とご協力(各種イベントへの参加など)をお願いします。

担当：木材利用推進係 石割  
TEL：076-444-3388 FAX：076-444-4428  
E-mail：hisaaki.ishiwari@pref.toyama.lg.jp

5 林政利第 52 号  
令和 5 年 6 月 7 日

富山県知事 殿  
(木材利用普及啓発担当課扱い)

林野庁長官

令和 5 年度林野庁木づかい運動取組方針について

木材の利用促進について、日頃から格別の御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

林野庁では、平成 17 年度から、国民に対して木の良さや木材利用の意義の普及啓発を図ることにより、木材利用の拡大につなげるための国民運動として、「木づかい運動」を推進してきたところです。

令和 3 年 10 月に改正された「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成 22 年法律第 36 号）（通称「都市（まち）の木造化推進法」）第 4 条第 7 項の国の責務規定において「国は、教育活動、広報活動等を通じて、木材の利用の促進に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない」旨規定しており、また、同第 1 項、及び第 10 条に基づき策定した基本方針第 2 の 6 において「国民運動としての木材利用促進に取り組む」と規定していること等を受け、別添の「令和 5 年度林野庁木づかい運動取組方針」を策定しました。林野庁としては、本取組方針を踏まえ、木材利用の促進に直結する様々な取組を実施することとしております。

つきましては、貴県におかれましても、同法第 5 条に基づき、本方針を参照いただきつつ「木づかい運動」の展開に積極的に取り組んでいただくとともに、様々な主体による木材利用推進に係る活動への御支援について特段の御配慮をお願いいたします。

また、木材利用に向けた取組の推進について、関係市町村及び関係団体に対しても周知いただきますようお願いいたします。

担当：木材利用課消費対策班  
石飛、小林  
電話 03-6744-2298

